

板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026

概要版



板橋区

目次

第1章 総論	
1 背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画期間.....	1
第2章 板橋区の高齢者等を取り巻く状況	
1 高齢者人口の推移・将来推計.....	2
2 要介護（要支援）度別認定者数の推移・将来推計.....	2
3 日常生活圏域.....	3
第3章 基本理念と施策体系	4
第4章 施策の展開	
1 板橋区版A I P.....	6
2 災害や感染症に対する備え.....	9
第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算定	
1 介護保険事業費の見込み.....	10
2 保険料（第1号被保険者）.....	10
第6章 板橋区成年後見制度利用促進基本計画 2026	
1 計画策定の背景.....	12
2 計画の位置づけ.....	12
3 計画期間.....	12
4 計画の対象.....	12
5 施策の展開.....	12

第1章 総論

1 背景

少子高齢化が急速に進行し、将来的に生産年齢人口の減少が見込まれる中で、地域社会を取り巻く環境は変化し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加と社会的孤立、医療・介護職の人材不足など、数多くの課題が複雑化・複合化しています。

これまで板橋区（以下「区」という。）では、国が掲げる地域包括ケアシステム¹を中核として、シニア活動支援なども独自に加えた板橋区版AIP²を構築し、様々な取組を推進してきましたが、これらの複雑化・複合化した課題に対応していくためには、板橋区版AIPをさらに深化・推進していくとともに、令和22（2040）年を見据え、介護サービス等の基盤整備や介護人材の確保といった取組を進めていくことが必要です。

「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026（以下「本計画」という。）」では、ポストコロナ時代における高齢者の社会生活の変化や国の指針等を踏まえ、区における今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を定めるとともに、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け、多様な主体による「パートナーシップ」の推進を加速させることにより、「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」をめざします。

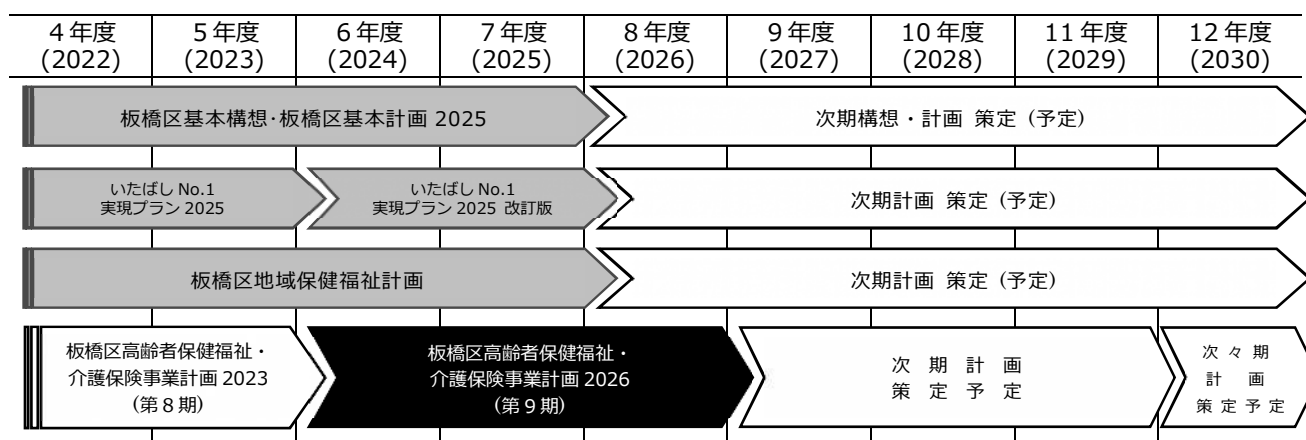
2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定を根拠として定める法定計画です。二つの計画は根拠となる法律は異なるものの、地域での高齢者の自立した生活を支えるという目的を共有していることから、一体的な計画として策定します。

なお、区では、本計画と成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条で規定する市町村の基本計画である成年後見制度利用促進基本計画を併せて策定します。

3 計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間として、高齢者保健福祉計画と第9期介護保険事業計画を一体的に定めます。



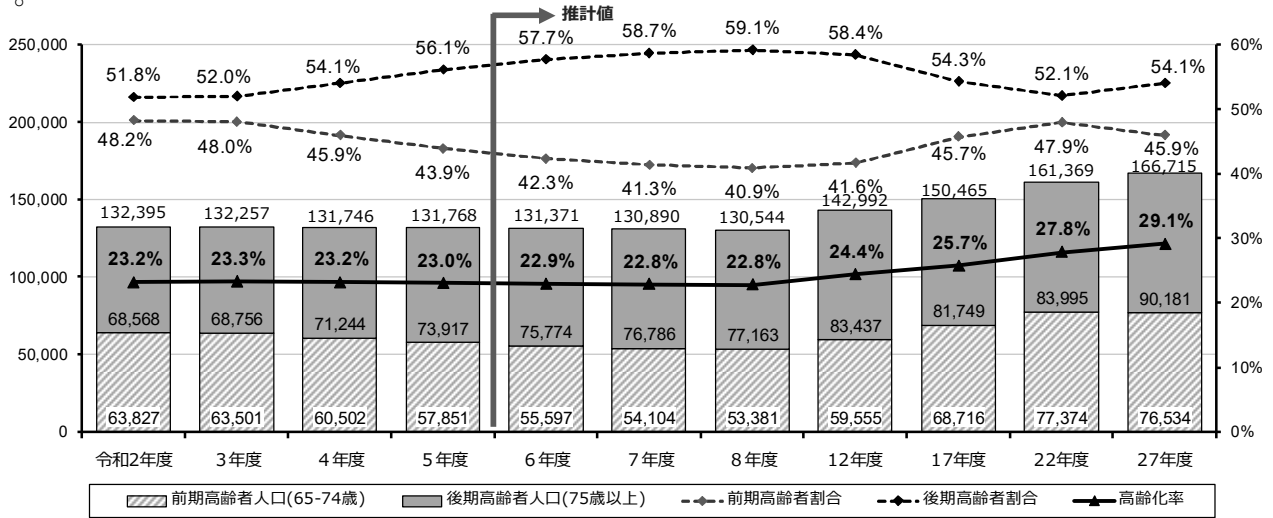
¹地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項）

²AIP（Aging in Place エイジング イン プレイス）：年を重ねても安心して住み慣れたまちに住み続けるという意味（出典：東京大学高齢社会総合研究機構「地域包括ケアのすすめ」）

第2章 板橋区の高齢者等を取り巻く状況

1 高齢者人口の推移・将来推計

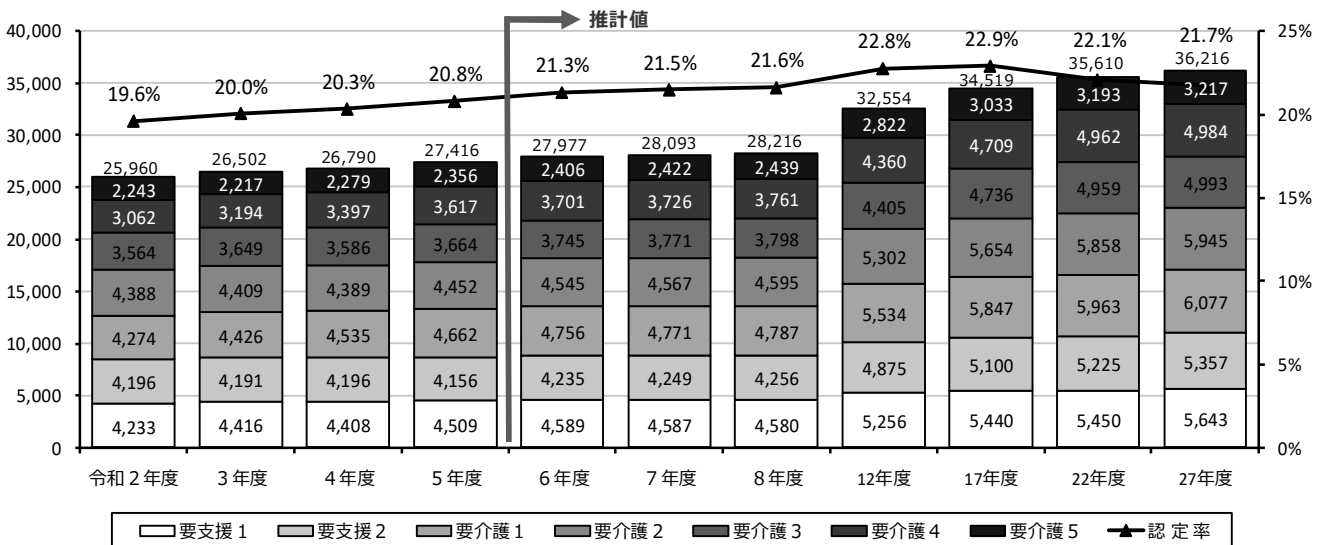
区の高齢者人口(65歳以上)は、令和2(2020)年度は132,395人、令和5(2023)年度には131,768人となり、若干の減少が見られますが、後期高齢者人口は令和2(2020)年度は68,568人、令和5(2023)年度には73,917人となり、3年間で約7.8%増加しています。



※令和2(2020)～令和5(2023)年度は、各年度10月1日現在(外国人を含む)、令和6(2024)年度以降は推計値
 ※令和6(2024)～令和8(2026)年度は、住民基本台帳人口を基にした、コーホート変化率法で算出している。
 ※令和12(2030)～令和27(2045)年度は、平成30(2018)年度改定の「板橋区人口ビジョン(2020年～2045年)」より引用している。
 ※前期高齢者人口は65歳以上75歳未満の人口を、後期高齢者人口は75歳以上の人口を表す。

2 要介護(要支援)度別認定者数の推移・将来推計

要介護(要支援)認定者数については、後期高齢者人口と同様に増加傾向にあります。令和2(2020)年度は25,960人、令和5(2023)年度には27,416人となり、この間、約5.6%増加しています。推計では、令和7(2025)年度の認定者数は28,093人、認定率は21.5%に上昇し、その後も要介護(要支援)認定者数の増加が見込まれています。

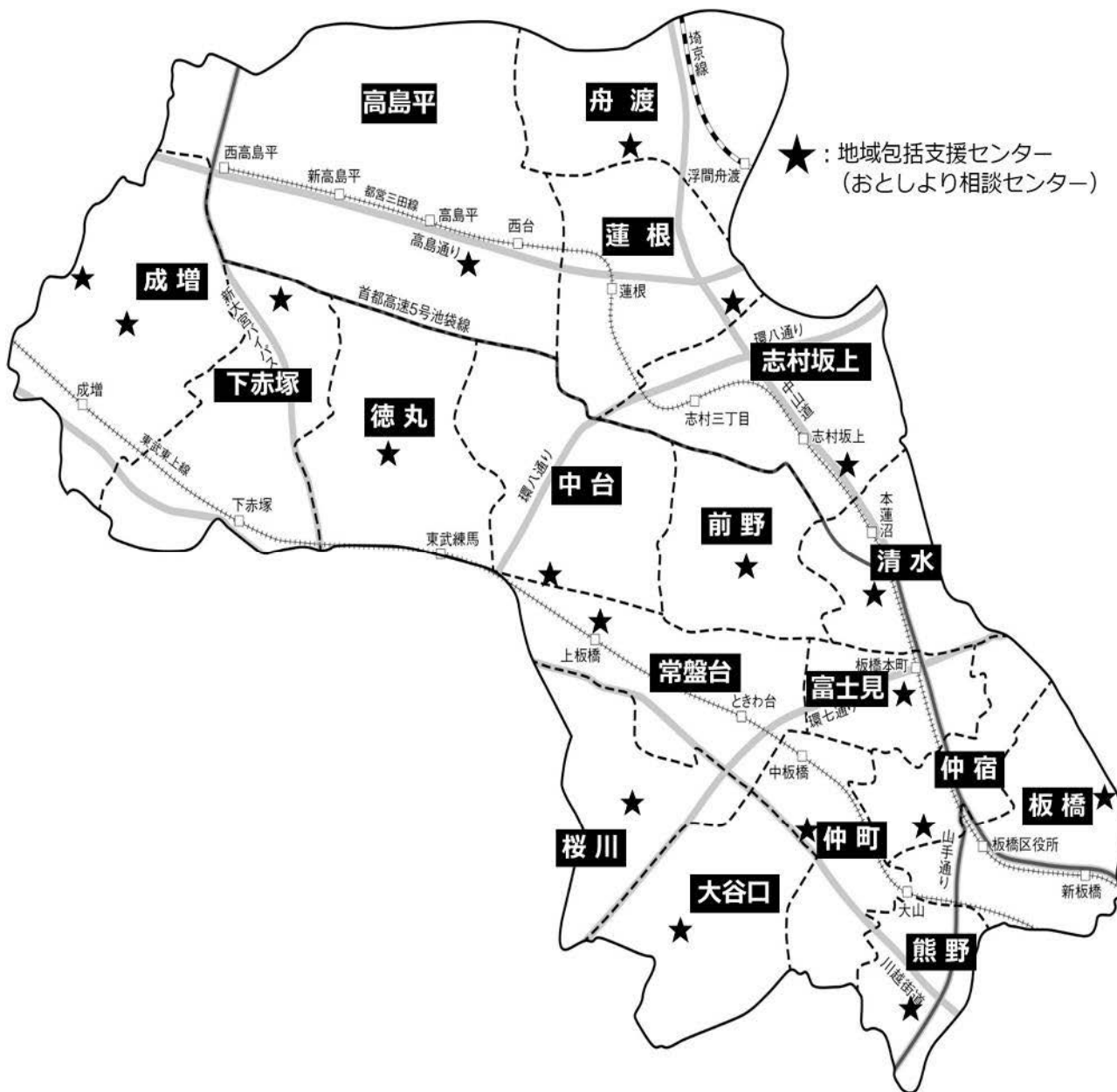


※令和2(2020)～令和5(2023)年度は、各年度9月末時点の実数、令和6(2024)年度以降は推計値
 ※認定者数は、第1号被保険者のみ(第2号被保険者数は含まず)
 ※認定率：認定者数(第1号被保険者のみ)÷高齢者数(65歳以上人口)

3 日常生活圏域

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、保険者が定める区域をいい、厚生労働省によると、地域包括ケアシステムは、概ね30分以内に必要なサービスが提供される「日常生活圏域」を単位として想定されており、地域の多様な主体が自主的・主体的に地域の特性に応じてつくり上げていくものとされています。

区では、区内に18か所ある地域センターの管轄区域を区が計画立案や施策展開を行うにあたって拠って立つべき地理的区分としており、様々な地域活動等もこれらの区域を単位として行われていることから、「日常生活圏域」も18圏域に設定して、各圏域における住民の主体的な活動を推進するとともに、相談体制や介護基盤の整備などを進めています。



第3章 基本理念と施策体系

基本理念

高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現

「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護、健康分野のビジョンを実現するため、前計画に引き続き、基本理念を「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」と決めました。

基本理念

高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現

基本方針

地域共生社会の実現に向けた取組の推進
 ↳板橋区版AIPの深化・推進↳

目標

目標1

介護予防・健康づくりの推進
 (健康寿命の延伸)

目標2

地域で互いに支え合い、尊重し合う社会の実現

目標3

高齢者が安心して暮らせるサービス基盤の整備

施策の柱

柱①

生きがいづくりと社会参加の促進

柱②

自立支援、介護予防又は重度化防止の推進

柱③

多様な主体が支え合うまちづくり

柱④

高齢者の見守り支援の充実

柱⑤

在宅生活を支える介護基盤の整備

柱⑥

持続可能な介護保険事業の運営

※各事業の右端の AIP 表示は、表右部の「AIP の重点分野」の番号に対応しています。
 ※事業の詳細は、計画書（本編）の該当ページをご参照ください。

基本方針

地域共生社会の実現に向けた取組の推進 ～板橋区版 A I P の深化・推進～

板橋区版AIPの主な取組と関連施策

シニア世代の社会参加・活動支援 (シニア世代活動支援プロジェクトの推進)	P.96	AIP 6
高齢者の就業支援 (シニア世代活動支援プロジェクトの推進)	P.97	AIP 6
住民主体のサービス (介護予防・生活支援サービス事業)	P.63	AIP 1
地域リハビリテーション活動支援事業 (一般介護予防事業)	P.63	AIP 1
リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防事業 (一般介護予防事業)	P.64	AIP 1
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	P.71	AIP 2
生活支援体制整備事業	P.65	AIP 1
板橋区認知症支援連絡会、認知症フレンドリー協議会、 東京都健康長寿医療センターとの連携強化	P.76	AIP 3
地域包括支援センター (おとしより相談センター) の機能強化	P.85	AIP 5
成年後見制度利用促進 (板橋区成年後見制度利用促進基本計画2026)	P.131	成年後見
認知症サポーター・チームオレンジ等活動支援	P.75	AIP 3
高齢者見守り調査事業	P.79	AIP 4
緊急通報システム事業	P.80	AIP 4
見守り地域づくり協定	P.80	AIP 4
療養相談室	P.69	AIP 2
医療・介護連携情報共有システム	P.69	AIP 2
多職種による会議・研修	P.70	AIP 2
地域密着型サービスの整備	P.83	AIP 5
(再掲) 地域包括支援センター (おとしより相談センター) の機能強化	P.85	AIP 5
(再掲) 住民主体のサービス (介護予防・生活支援サービス事業)	P.63	AIP 1
(再掲) 地域密着型サービスの整備	P.83	AIP 5
介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減	P.87	AIP 5
介護給付適正化に向けた取組	P.91	AIP 5

板橋区版AIPの 重点分野

① 総合事業/
生活支援体制
整備事業

② 医療・
介護連携

③ 認知症施策

④ 住まいと
住まい方

⑤ 基盤整備

⑥ シニア
活動支援

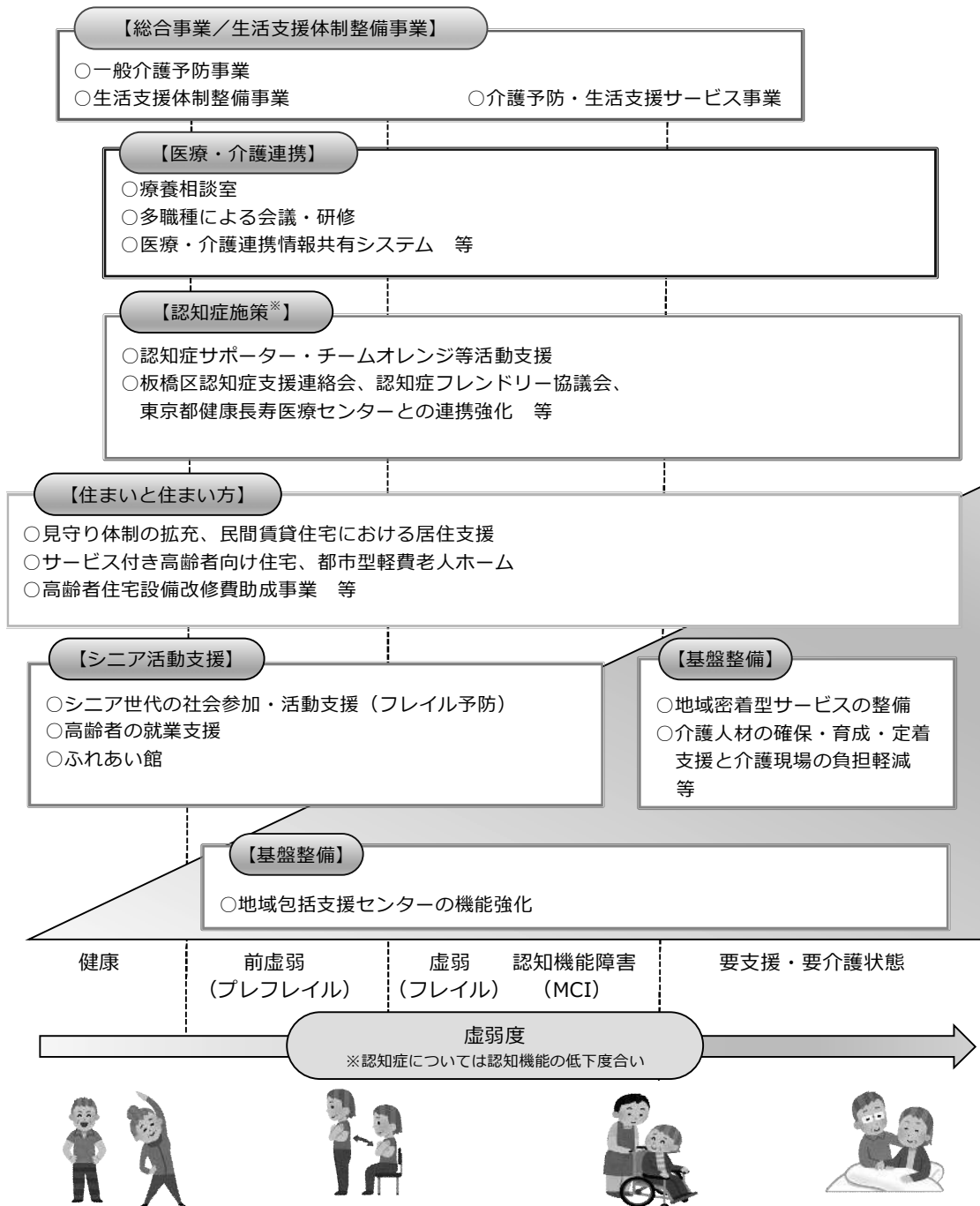
⑦ 啓発・広報

第4章 施策の展開

1 板橋区版AIP

本計画期間においては、特に重点的に取り組む必要がある事業を整理し、7つの重点分野で事業を展開していきます。前計画において、その他関連施策等として位置づけていた施策（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減、介護給付適正化に向けた取組）を7つの重点分野項目に組み込み、板橋区版AIPと一体的に取り組んでいきます。

「板橋区版AIPのライフステージごとの主な施策」



重点分野 1**総合事業／生活支援体制整備事業**

事業数：16

●総合事業

高齢化が進行する中で、予防・健康づくりの強化による健康寿命の延伸を実現させるため、多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を図り、地域の多様な主体がお互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めていきます。

重点事業	住民主体のサービス（介護予防・生活支援サービス事業）
	地域リハビリテーション活動支援事業（一般介護予防事業）
	リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防事業（一般介護予防事業）

●生活支援体制整備事業

区では18の日常生活圏域に第2層協議体を設置し、地域の特性を活かした助け合い・支え合い活動を行っています。生活支援体制整備事業を通して、地域住民が、地域ニーズや地域資源を把握し、支え合いの地域づくりを進めていくとともに、総合事業とも連携して支え合い活動の創出などにより、様々な地域の課題解決に取り組んでいきます。

重点事業	生活支援体制整備事業
------	------------

重点分野 2**医療・介護連携**

事業数：5

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための連携体制を構築することが重要です。そのため、地域の実情に応じて取組内容の充実を図りつつ、デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備や地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用し、PDCAサイクルに沿った取組を推進していきます。

重点事業	療養相談室
	医療・介護連携情報共有システム
	多職種による会議・研修

●関連施策

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

重点分野 3**認知症施策**

事業数：11

令和7（2025）年には、高齢者の約5人に1人が認知症になると推計されるなど、認知症は誰でもかかる可能性があるものとして、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっています。国のめざす共生社会の実現を推進するため、「認知症になっても、自らの権利や意思が尊重され、能力を発揮し、希望を持って暮らし続けることができる社会（＝認知症フレンドリー社会）」の実現に向けて取り組んでいきます。

重点事業	認知症サポーター・チームオレンジ等活動支援
	板橋区認知症支援連絡会、認知症フレンドリー協議会、東京都健康長寿医療センターとの連携強化

重点分野 4

住まいと住まい方

事業数：13

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えることで、孤立する高齢者や認知症高齢者も増えていきます。高齢者が自宅で安心して暮らしていける支援体制の充実に向け、重層的かつ持続可能な支援体制の構築に取り組んでいきます。さらに、高齢者の住まいの安定確保を図る施策との連携の観点から、高齢者向け住まいについても、安定的な供給量の確保や質の向上を図るための方策について、東京都などと連携を取りながら、検討を行っていきます。

重点事業	高齢者見守り調査事業
	緊急通報システム事業
	見守り地域づくり協定

重点分野 5

基盤整備

事業数：10

●地域密着型サービスの整備

区内全域で必要な介護サービスが受けられるよう、施設の整備と利用促進に向けた取組を一体的に推進するとともに、要介護度が高い方や医療ニーズがある方の在宅生活を支援するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を、未整備の圏域を中心に取り組んでいきます。

重点事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	小規模多機能型居宅介護
	看護小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護

●地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化

高齢者福祉の地域拠点である地域包括支援センターは、板橋区版A I Pを推進するうえでの重要な基盤であり、支援力などのサービスの質の向上が常に求められています。そのため、運営体制の整備や質の向上に継続して取り組んでいきます。

重点事業	地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化
------	------------------------------

●関連施策

- ・介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減
- ・介護給付適正化に向けた取組

重点分野6**シニア活動支援**

事業数：3

高齢期に元気に暮らすためには、健康寿命を延伸することが重要であり、老後になってからの介護予防・健康増進の取組だけでなく、現役時代からフレイル予防に取り組むとともに、外出などの機会を持ち続けることが大切です。そこで区は、社会活動の場を提供し、ライフステージに合わせた健康づくりや生きがいを促進していきます。

また、就労意欲をもつ高齢者の多様化するニーズに対応し、ニーズの高い職種等の開拓を行うことで、高齢者と希望職種とのマッチングを行っていきます。

重点事業

シニア世代の社会参加・活動支援（シニア世代活動支援プロジェクトの推進）

高齢者の就業支援（シニア世代活動支援プロジェクトの推進）

重点分野7**啓発・広報**

事業数：1

「板橋区版A I P」がめざす、“年を重ねても安心して住み慣れたまち（地域）に住み続ける”という理念を実現するためには、区民の方々一人ひとりが在宅医療や介護、住まい、介護予防、生活支援等について理解し、「自分ができること」や「地域で取り組むこと」について考え、実践することが重要です。引き続き、周知・広報に努めていくとともに、SNSの活用など新たな機会を捉えて普及・啓発を進めていきます。

重点事業

区民への周知

2 災害や感染症に対する備え

災害の発生時において、安心・安全に生活し続けるためには、有事の際の対応について、事前の準備を図っておく必要があります。

そのため、個別避難計画作成の推進や、業務継続計画（BCP）の整備・充実、情報提供体制の確保などの支援体制の構築に取り組んでいきます。

また、感染症の発生時には、介護サービス事業所の感染防止対策への支援に迅速に取り組んでいくとともに、平常時より、介護サービス事業所との連携を取りながら、有益な情報提供や研修の実施など、状況に応じた支援を行っていきます。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算定

1 介護保険事業費の見込み

本計画期間の介護保険事業費の見込額については、要介護（要支援）認定者数の増加や令和6（2024）年度の介護報酬改定などを踏まえ、下表のとおり、推計しています。

推計の結果、本計画期間の介護保険事業費合計額は、前計画期間の事業費合計額と比較し、約90億円の増加が見込まれます。

（単位：千円）

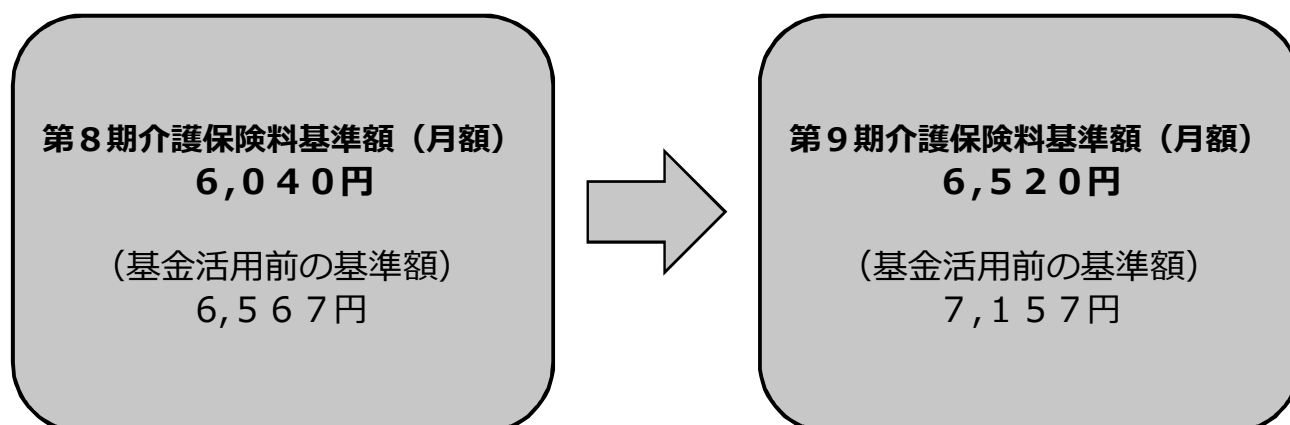
年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
総給付費 (A)	42,322,116	43,223,641	44,005,436	129,551,193
介護サービス給付費	41,150,488	42,022,895	42,787,889	125,961,272
介護予防サービス給付費	1,171,628	1,200,746	1,217,547	3,589,921
特定入所者介護サービス費等給付額(B)	864,556	869,173	873,426	2,607,155
高額介護サービス費等給付額(C)	1,416,600	1,424,162	1,430,329	4,271,091
審査支払手数料(D)	45,861	46,109	46,309	138,279
標準給付費見込額(A+B+C+D)	44,649,133	45,563,085	46,355,500	136,567,718
地域支援事業費(E)	2,418,287	2,447,231	2,457,457	7,322,975
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,535,389	1,571,575	1,583,055	4,690,019
包括的支援事業費・任意事業費	882,898	875,656	874,402	2,632,956
合 計(A+B+C+D+E)	47,067,420	48,010,316	48,812,957	143,890,693

2 保険料（第1号被保険者）

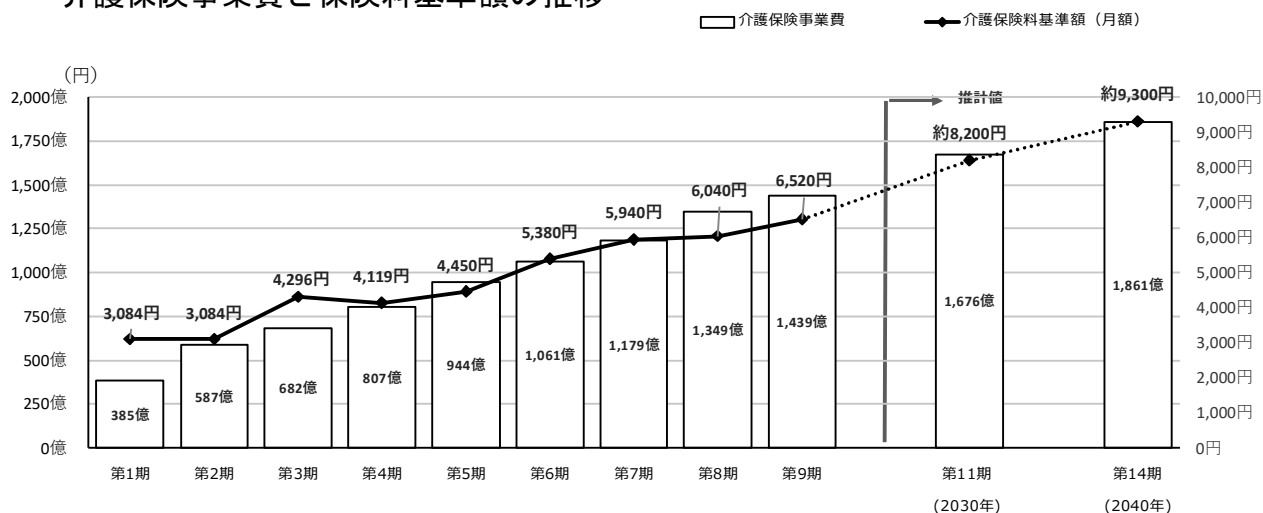
本計画期間に必要とされる介護保険事業費の約1,439億円に対して、第1号被保険者の負担割合である23%を乗じた約331億円が、第1号被保険者の保険料負担額となります。

この負担額から介護給付費準備基金の活用額を控除し、第1号被保険者（65歳以上）数で割り返した額が本計画期間における介護保険料基準額となります。

本計画期間では、30億円の介護給付費準備基金を活用することで、637円の介護保険料基準額の上昇を抑えました。



介護保険事業費と保険料基準額の推移



第9期（令和6～8年度）の所得段階別介護保険料

第9期（令和6～8年度） 月額：6,520円			
段階	対象者	区料率	年額保険料（円）
1	・生活保護を受給の方 ・高齢福祉年金受給の方で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額＋課税対象年金収入額が80万円以下の方	0.285	22,200
		(0.455)	(35,500)
2	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額＋課税対象年金収入額が80万円を超え、120万円以下の方	0.435	34,000
		(0.635)	(49,600)
3	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額＋課税対象年金収入額が120万円を超える方 (本人が住民税未申告の方を含む)	0.685	53,500
		(0.69)	(53,900)
4	・本人が住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、本人の前年中の合計所得金額＋課税対象年金収入額が80万円以下の方	0.9	70,400
5	・本人が住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、本人の前年中の合計所得金額＋課税対象年金収入額が80万円を超える方（本人が住民税未申告の方を含む）	1	78,200 (基準額)
6	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	89,900
7	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	1.25	97,800
8	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.45	113,400
9	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.65	129,000
10	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	148,600
11	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	164,300
12	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	179,900
13	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.4	187,700
14	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	2.5	195,600
15	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.9	226,800
16	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	3.4	266,000
17	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が2,000万円以上の方	3.9	305,100

※所得段階の変更について

第9期（令和6～8年度）の所得段階については、国の標準段階の見直しに伴い、所得段階を14段階から17段階へ拡大します。
※表中のカッコ内の数字は、公費による保険料軽減を実施する前の料率・年間保険料を表しています。

※介護保険料算定の指標となる介護保険制度における合計所得金額について

第1～5段階では、合計所得金額がマイナスの場合、同金額を0円と置き換えます。また、公的年金等に係る雑所得を控除し、給与所得がある場合は給与所得から10万円を控除した額を用います。

第6章 板橋区成年後見制度利用促進基本計画 2026

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の権利を守るため、その方に代わり、契約や財産管理などを行う成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任する法的な制度で、平成12（2000）年4月1日から開始されました。

平成28（2016）年5月施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び平成29（2017）年3月閣議決定の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、区市町村は、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

成年後見制度は、権利擁護を担う制度の一つであり、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念にも通じるものです。支援が必要な方が安心して生活を送ることができるよう、「板橋区成年後見制度利用促進基本計画2026」を策定し、認知症高齢者や障がい者の権利擁護支援と成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

「板橋区成年後見制度利用促進基本計画2026」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する区における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画に相当し、他の計画との連携・調整を図っていきます。

3 計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画期間とします。

4 計画の対象

認知症高齢者や障がい者など成年後見制度を必要とする全ての区民を対象とします。

5 施策の展開

3つの施策目標を定め、それぞれの目標ごとの取組について振り返りを行うとともに、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえつつ、引き続き、中核機関（権利擁護いたばしサポートセンター）の機能強化等に取り組んでいきます。

目標1

利用者が安心できる制度の運用

判断能力が不十分となった時にサポートを受けられる仕組みが成年後見制度であり、その支援を必要とする方にとって、使いやすく、身近な制度であることが重要です。制度の利用につながる相談対応の充実や親族等による申立ての支援と後見人等支援、区長による申立ての適切な実施と制度利用支援事業の推進など、本人にとって使いやすく、望ましい制度の運用に取り組んでいきます。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ① | 相談対応の充実（区・権利擁護いたばしサポートセンター） |
| ② | 親族等による申立ての支援と後見人等支援（権利擁護いたばしサポートセンター） |
| ③ | 区長による申立ての適切な実施と制度利用支援事業の推進（区） |

目標 2**地域連携の仕組みづくり**

後見人等は本人の意思を最大限に尊重する必要がありますが、本人の意思を判断することが難しい場合には、本人の身近な支援者であるケアマネジャー等を含めた「権利擁護支援チーム」による意思決定支援が重要です。そのため、「権利擁護支援チーム」による意思決定支援体制の検討を行うとともに、課題の検討、連携強化・協力体制の構築を目的とした会議（協議会）の設置について検討していきます。

また、成年後見制度の需要に対応していくためには、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要があります。そのため、社会貢献型後見人（市民後見人）候補者に対し、研修の実施を通して後方支援を行うとともに、養成の取組について検討していきます。

- | | |
|---|---|
| ① | 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築（区・権利擁護いたばしサポートセンター） |
| ② | 後見人等の担い手の確保（権利擁護いたばしサポートセンター） |

目標 3**制度への理解促進**

成年後見制度を必要とする方がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない、理解が十分でない、利用に対して不安があるなどの理由から、制度利用につながらず、尊厳のある本人らしい生活を継続できないことが懸念されています。同制度の理解を進めるため、多様な広報事業を通して、制度の周知と正しい理解の促進強化を図るとともに、区民生活における制度の定着を推進していきます。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ① | 区民及び支援関係者への普及啓発（区・権利擁護いたばしサポートセンター） |
|---|-------------------------------------|

板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026 概要版

編集 板橋区健康生きがい部介護保険課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL 03-3579-2357 FAX 03-3579-3402

kaigo@city.itabashi.tokyo.jp

令和 6 年 3 月発行

刊行物番号 R05-128



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>